

新居浜市文化芸術振興委員会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）の中間見直しを行い、効果的な計画の推進を図るため、新居浜市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の施策の評価及び検証に関すること。
- (2) 計画の中間見直しに関すること
- (3) その他文化芸術の振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の各種団体・機関から推薦を受けた者
- (2) 市内の文化施設の指定管理者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、企画部文化スポーツ局文化振興課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月4日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。